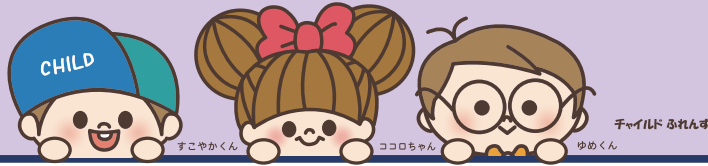


# 選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



## 決算に向けた「補正予算作成」のポイント(会計・経理)

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

**Q** 当初予定していなかった修繕費等の支出で予算をオーバーしそうです。

決算も近いので補正予算を作成する予定です。毎回、見よう見まねで作成しているのですが、後日、行政監査で指摘されないかいつも心配しています。補正予算作成にあたって、注意すべきポイントを教えてください。



監査で指摘されないかしら？



補正予算作成のポイントは？

**A** 社会福祉法人の保育園・こども園の場合の、補正予算作成のポイントをご紹介します。

- ① まずは、今年度の決算見込を試算します。次に、決算見込で算出した各勘定科目の金額を補正後の予算額として、補正予算を作成します。また、当期資金収支差額の金額に応じて、積立資産への積立もしくは取崩、物品購入等を検討します。
- ② 決算見込の算出にあたっては、直近の月次試算表および残りの月の収支予測を基に、資金収支計算書の科目毎に計算します。ここでは、特に、当該年度にかかわる補助金や委託費(給付費)、利用料、給与や一時金、社会保険料のうち、次年度4月以降に入金や支払いが発生する収入・支出について、計上漏れが無いよう十分にチェックすることが必要です。
- ③ 更に、保育園の場合は、「30%ルール」「5%ルール」「3%ルール」に抵触していないか、確認が必要です。詳しくは、内閣府の通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」をご確認ください。ここは監査指摘とならないよう、しっかりとチェックしてください。



なるほど!

### 事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス 会計事業部

【※補正予算や決算処理でご不安な時は、お気軽にお尋ねください。】

平成16年7月にチャイルド社の関連会社として発足。認可保育所、認定こども園等における日常の仕訳処理から決算報告書類の作成までの会計業務全般、さらには理事会や評議員会の運営・書類点検など法人運営に関わる部分を含め、園の業務を強力にサポート。現在東京本社その他、札幌、盛岡、新潟、大阪、広島、福岡、熊本を拠点に国内全域をカバー。

